

事務連絡（保 247）
平成 27 年 2 月 24 日

都道府県医師会
事務局長 殿

日本医師会医療保険課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

新たに保険適用となった医療機器につきましては、随時ご連絡申し上げているところであります。

今般、平成 26 年 11 月 28 日付保医発 1128 第 2 号(平成 26 年 12 月 22 日付日医発第 970 号(保 185)) 及び平成 26 年 12 月 26 日付保医発 1226 第 3 号(平成 27 年 1 月 14 日付日医発第 1020(保 208)) 等に関する一部訂正について、厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

なお、今回の訂正の留意点は下記のとおりです。

記

1. 保険償還価格の訂正について

今回の事務連絡により、平成 26 年 11 月 28 日付保医発 1128 第 2 号及び平成 26 年 12 月 26 日付保医発 1226 第 3 号にて示された保険償還価格が訂正されておりますが、その趣旨は以下のとおりです。

〔医科〕

平成 26 年度診療報酬改定の際に、平成 27 年 1 月より保険償還価格が変更となる機能区分が示されたが、平成 26 年 12 月 26 日付保医発 1226 第 3 号にて示された当該機能区分に該当する製品の保険償還価格が平成 27 年 1 月以降の価格に対応していなかったことによる修正。

〔歯科〕

歯科用貴金属材料の価格改定により保険償還価格が変更となった材料を使う製品について、改定後の価格に変更したことによる修正。

2. 誤字について

添付資料の4頁に以下のとおり訂正があります。本件については後日改めて訂正が示される予定ですが、予めお知らせ致します。

訂正箇所	添付資料4頁の上から2つめの表に掲載されている製品(販売名アテンダント)の保険償還価格	
訂正内容	誤	¥ 17,100
	正	¥117,000

以上

(添付資料)

1. 「医療機器の保険適用について」の一部訂正について
(平 27. 1. 30 厚生労働省保険局医療課事務連絡)